

横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について[公開案件]

<政策検討部会>

○関内駅前地区の景観に関する考え方について（審議）（令和 4 年 9 月 5 日）

【資料 政 - 1】

【付議理由】

関内地区では、高さ 45m を超える建築物を新築する場合、「特定都市景観形成行為」に該当する。本計画は市街地再開発事業、都市再生特別地区等の都市計画決定後に改めて都市景観協議を行うが、その際に、特定都市景観形成行為に該当し、政策検討部会で具体的な計画について審議することとなるが、今回は、都市計画手続きに入る前に建築物の高さの最高限度も含め、景観形成の考え方について審議した。

【概要】

- ・今後の都市計画手続きと都市美における審議のスケジュール
- ・まちづくりの考え方
「日本全国や世界中から人々を惹きつけ、「可能性」を生み出す日本を代表するグローバル拠点の形成」
- ・拠点整備の内容
 - グローバル人材が集う国際的な産学連携拠点の形成
(オフィス機能、グローバルシェアキャンパス×ベンチャー企業育成支援拠点機能等)
 - 人を惹きつけ都心臨海部を活性化する観光拠点の形成
(ナイトライフ拠点、関内駅前一体のにぎわい形成等)
 - 地域の回遊性向上の資する都市基盤の強化
(土地の高度利用と街区再編、歩行者デッキの整備、交通広場の整備等)
- ・景観形成における重要な視点
 - 建物を徐々にセットバックしながら高層化し、屋外空間を確保する
 - 関内駅前 3 棟の連なりを意識したシンボリックな景観を形成し、関内の拠点性を創出する
 - 1 棟（北口地区）の高さを抑え、緑の軸を挟む 2 棟で象徴性を創出する

【結論】

関内駅前 3 棟についてはまとまりや象徴性を考えつつも、関内地区ならではの特性を出すことが必要。

建物の 170 メートルという高さも含めた大枠は審議したが、それに見合う景観的な工夫は引き続き協議し、具体的な計画が定まってきた際には都市景観協議として都市美対策審議会にて審議することとする。

○創造的イルミネーション事業 令和 3 年度のイベントについて（報告）（令和 4 年 9 月 5 日）

【資料 政 - 2】

【付議理由】

創造的イルミネーション事業の令和3年度イベントについて報告を行った。

【概要】

令和3年11月18日から12月26日の39日間

新港地区でのメイン会場における常時演出と5分間の特別演出

【結論】

報告を確認した。

○創造的イルミネーション事業 令和4年度のイベントについて（審議）（令和4年9月5日）**【資料 政-3】****【付議理由】**

令和4年度実施予定の創造的イルミネーション事業では、一部に景観計画の制限に抵触する部分がある。市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は実施が可能となっているため、それに該当するかの審議を行った。

【概要】

期間は11月24日から1月3日の41日間

新港地区でのメイン会場や山下公園等における常時演出と30分ごとに5分間程度の特別演出

・ 関内地区景観計画における特定照明及び屋外広告物の表示に関する制限の但し書きの適用

○アパホテル&リゾート（特定照明の規定）

○大栈橋ふ頭ビル プロジェクションマッピング（屋外広告物の規定）

○山下公園 プロジェクションマッピング（屋外広告物の規定）

【結論】

今回の特定照明及び屋外広告物の表示に関する制限のただし書適用についておおむねの枠組みは了承となった。今後、クオリティーを保つ工夫や、時間的なメリハリをつけること、電力や環境面の工夫について詳細を検討すること。